

2008年1月28日

「日雇い派遣」に関する厚生労働省の対応についての  
職業安定分科会労働者代表委員の意見

有村 博幸  
斉藤 常  
徳茂 万知子  
成瀬 豊  
長谷川 裕子  
古市 良洋  
堀 峰夫

1. 「日雇い派遣」については、労働者派遣法・労働基準法等の法違反等、さまざまな問題点が指摘されている。その対応として、「労働者派遣制度の検討状況について（中間報告）」（第49回職業安定分科会確認）において、省令・指針の整備を行うこととされた。

労働者派遣制度に関する労使の根本的な意見に隔たりがあり、労働者派遣法の早期の改正による対応が困難であること、また、労働者派遣制度の中でもとりわけ緊急な対応が求められること等の諸事情を鑑みれば、省令・指針での対応となったことについては、やむを得ない。

2. 「指針」では、雇用の不安定さ、不透明な賃金控除等の賃金に関する事項、労働安全衛生に係る措置の不徹底、労働・社会保険の未加入、労働条件・就業条件明示の不徹底等の指摘事項への対応として、派遣元事業主・派遣先が遵守すべき点を明示し、法令遵守を促す方向性を打ち出した。

しかし、盛り込まれた事項は、本来、当然に遵守されるべき事項であることに加え、実効性が疑わしい部分もみられるなど、「日雇い派遣」問題の解決につながるものとなるか疑問である。労働者保護の視点に立てば、「日雇い派遣」は法改正により当然に禁止すべきであり、日々雇用は直接雇用で行うべきである。

3. また、「日雇い派遣」における雇用管理等の実態、派遣元事業主・派遣先による法令遵守の不徹底等の状況を考慮すれば、そもそも「日雇い派遣」は労働者派遣法の趣旨に照らして、容認されるべきかということが問われている。今回の措置は、その点に関する判断を回避したままの緊急的対応にすぎない。

今後行われる学識者による研究会では、「日雇い派遣」における雇用管理等の実態や法令上の問題点について十分に把握・検証し、労働者派遣法上、適法な派遣として認めるべきかという根本的な点についても、専門的見地から踏み込んだ検討を行うべきである。

以 上